平成２７年（フ）第５３号
新潟県新発田市西園町２丁目７番８号
債務者　白澤　栄美
1　決定年月日時　平成27年７月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２７年（フ）第１４１号
和歌山市毛見1012番地の12
債務者　富永　　香
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１５５号
和歌山県橋本市御幸辻574番地の１　ロイヤルハイツ三石Ⅱ113号室
債務者　深瀬都樹子
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１６４号
和歌山県橋本市隅田町河瀬131番地の７
債務者　穴吹　明子
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１６８号
和歌山市井辺430番地　ピュアカントリー井辺205
債務者　森下　久美
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１６９号
和歌山県海南市大野中1056番地218
債務者　山本　裕子
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１７５号
和歌山県岩出市山980番の２　1104号
債務者　玉置　真也
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１７６号
和歌山市狐島615番地の227　４号棟
債務者　黒川　織江
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第１７８号
和歌山市岩橋676番地の10
債務者　橋爪　拓也
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第５８号
山口県宇部市神原町２丁目１番22号、申立時の住所山口県宇部市北小羽山町１丁目３番２―305号小羽山県営住宅
債務者　山口　洋子
1　決定年月日時　平成27年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第１２３号
香川県木田郡三木町大字田中3023番地８
債務者　久保　哲也
1　決定年月日時　平成27年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１３０号
香川県高松市屋島西町2287番地４　シャインポート屋島Ｂ103
債務者　宮地　浩子（旧姓安藤・佐々木）
1　決定年月日時　平成27年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第６６号
長崎県大村市東大村２丁目1616番地２　慈恵荘、前住所長崎県大村市協和町1727番地１
債務者　石橋由美子
1　決定年月日時　平成27年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第７１号
長崎県諫早市川内町2686番地、旧住所長崎県諫早市川内町358番地２
債務者　永尾　広大
1　決定年月日時　平成27年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第１５４号
沖縄県那覇市壺川１丁目２番地11　プロムナード壺川202
債務者　田原　誠人
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２７年（フ）第７８号
茨城県常陸大宮市若林835番地
債務者　関　　友美
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第１８５号
茨城県水戸市八幡町８番14号　フォーライフ八幡町Ｃ棟202号
債務者　関根　博康
1　決定年月日時　平成27年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月14日まで
水戸地方裁判所